

公益社団法人日本薬剤師会 J P A L S 認定薬剤師制度規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 公益社団法人日本薬剤師会（以下、本会という）の J P A L S 認定薬剤師制度は、本会が運営する J P A L S（生涯学習支援システム）において、継続して実践記録（ポートフォリオ）に学習内容を記録することで、生涯学習の定着を図り、学習の成果を W e b テスト等により評価および認定することで、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

(認定制度)

第 2 条 前条の目的を達するため、本会の J P A L S 認定薬剤師制度規程を制定し、J P A L S 認定薬剤師として認定する。

(認定の種類)

第 3 条 認定の種類は、次のとおりである。

J P A L S 認定薬剤師クリニカルラダーレベル 5

(J P A L S 認定薬剤師)

第 4 条 J P A L S 認定薬剤師とは、本会が公表している「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード」（以下、P S という）を一つの指針として幅広い学習を実践し、実践記録（ポートフォリオ）に学習内容を記録することで生涯学習を継続している者、且つ、第 4 条の 2 項に示す要件をすべて満たしている者をいう。

2 J P A L S 認定薬剤師クリニカルラダー（以下、C L という）レベル 5 の認定を申請する者は、以下の要件をすべて具備することを要する。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有していること。
- (2) 薬剤師資格を取得して 4 年以上経過していること。
- (3) J P A L S の実践記録（ポートフォリオ）を本会へ J P A L S システム上から、年 6 本以上提出していること。
- (4) 提出された実践記録（ポートフォリオ）は、本会が内容の確認を行い、W e b テスト受験資格を有することが判定されていること。
- (5) C L レベル 1 から 4 まで順に昇格し、本会が実施する C L レベル 5 への昇格 W e b テストに合格すること。

3 2017年4月1日以前にC L レベル 5 に昇格した者は、J P A L S が薬剤師認定制度認証機構の認証を取得した新制度に移行した後、その年が更新年にあたる場合に認定される。（なお、2018年度内の決められた期間において、C L レベル 5 で更新年にあたらぬ者が、緊急に認定を希望した場合には、試験あるいは何らかの方法で確認を行う。）

- 4 JPALS認定薬剤師CLレベル6の認定を申請する者は、CLレベル5の認定後1年を経過したのちに「薬剤師生涯学習達成度確認試験」を受験し合格することを必須とする。

第2章 運営・実施機関

(運営)

第5条 JPALS認定薬剤師制度の運営には、生涯学習委員会が当たる。

(委員会)

第6条 生涯学習委員会の下に、Webテスト試験問題作成小委員会、Webテスト試験問題検証小委員会及びWebテスト受験資格審査小委員会を設ける。

2 各委員会の役割は、次の各項のとおりとする。

- (1) Webテスト試験問題作成小委員会は、Webテストの試験問題の作成を行う。
- (2) Webテスト試験問題検証小委員会は、Webテストの試験問題の評価、見直しを行う
- (3) Webテスト受験資格審査小委員会は、提出された実践記録を確認し、受験資格を付与するに値するかどうかの判定作業を行う。

第3章 JPALS認定薬剤師の認定等

(Webテスト受験資格審査)

第7条 本規程第4条の2項の要件(1)から(4)が確認されている者のみ、Webテストの受験を可能とする。

2 提出された実践記録(ポートフォリオ)の内容確認は、Webテスト受験資格審査小委員会が行う。

(Webテスト)

第8条 前条において、Webテストの受験要件を満たした者のみ、Webテストの受験が可能となる。

(認定申請)

第9条 Webテストを受験し合格した者のみが、JPALSシステム上での認定申請が可能となる。

(認定)

第10条 JPALS認定薬剤師の認定は生涯学習委員会が審査を行い、JPALS認定薬剤師として認定された者には認定証を交付する。

(認定の更新)

第11条 J P A L S 認定薬剤師は3年ごとの更新制とする。

2 J P A L S 認定薬剤師の更新は、認定期間内に実践記録(ポートフォリオ)を18本以上提出することにより、J P A L S システム上での認定更新申請が可能となる。

(認定の喪失)

第12条 J P A L S 認定薬剤師は、次の各項の理由により、本会理事会の承認を経て、その認定を喪失する。

- (1) J P A L S 認定薬剤師の認定を辞退した場合。
- (2) J P A L S 認定薬剤師の認定の更新を行わなかった場合。
- (3) 日本国の薬剤師免許を喪失、返上又は取り消された場合。

(認定の取り消し)

第13条 J P A L S 認定薬剤師としてふさわしくない行為があったときは、生涯学習委員会において認定の取り消しの可否について審議し、本会理事会の承認を経て会長が認定を取り消すことができる。

第4章 規程の変更

第14条 本規程の改廃は、本会理事会において行う。

第5章 補則

第15条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項がある場合は細則に定める。

平成29年8月1日 理事会制定